

平成20年3月28日

平成20年 第3回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成20年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年3月28日（金曜日）午後2時05分～午後5時15分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 並木周蔵（委員長）

2番 鈴木敏彦

3番 小泉美佐子

4番 土田 豊

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 並木清志

社会教育部長 窪田きく江

学校教育部
参事兼
指導室長参事
真如昌美

社会教育部
参事兼
中央図書館長
植野英夫

庶務課長 鈴木尚

学務課長 下平一紀

給食課長 小野寛

社会教育課長 小俣学

体育課長 戸所保

中央公民館長 長島孝夫

郷土博物館
副館長
猿橋壽一

指導主事 山本武

指導主事 小須田哲史

6. 書 記

庶務係長 尾又斉夫

主 事 谷本 惇

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 教育長諸務報告
- 第3 第4号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第4 第5号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第5 第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第6 第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について
- 第7 第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について
- 第8 第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第9 第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について
- 第10 第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について
- 第11 第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について
- 第12 第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第13 第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第14 第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則
- 第15 第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程
- 第16 第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則
- 第17 第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 第18 第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第19 第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程
- 第20 第29号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則
- 第21 第30号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する規程
- 第22 第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程
- 第23 第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第24 第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改

正する規則

第25 第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する
規程

第26 その他報告事項 (1) 嘱託員（学習指導員、学校図書館指導員及びスクールカウンセラー）の委嘱について
(2) 東大和市青少年問題協議会委員の委嘱について
(3) 東大和市立公民館視聴覚機材貸出要綱の一部改正について
(4) 東大和市公共施設印刷機器利用要綱の一部改正について
(5) 東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部改正について

◎開会の辞

- 並木委員長 ただいまから平成20年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 並木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

- 並木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
○佐久間教育長 それでは、平成20年2月20日から3月27日までの間の諸務報告を申し上げます。

平成20年2月20日、あおしん地域文化振興基金運営委員会に出席いたしました。青梅信用金庫が、店舗を構え営業している市町村に対し、地域文化の振興のために助成をしております。平成20年度も従来同様助成することといたしました。当市には、青梅信用金庫の店舗は2店舗ありまして、助成金は1店舗30万となっておりますので、当市へは合計60万円が助成されることに決まりました。

同日、平成19年度東大和市教職員自主研修会閉講式に出席いたしました。教職員自主研修は、毎年5月にスタートし、翌年2月まで継続して研修を行っているものであります。

2月21日、社会を明るくする運動役員会に出席いたしました。当日は、2月26日の実施委員会に提案する議案等について討議をいたしました。内容は、19年度の活動報告、19年度企画運営委員会の活動報告、それから19年度の寄附金状況、それから19年度収支決算見込み、20年度事業計画（案）で、いずれも原案どおり実施委員会に提案することとなりました。

2月26日、社会を明るくする運動実施委員会に出席いたしました。2月21日の役員会で案として討議された案件について審議し、提案された案のとおり了承されました。

2月28日、東京都文化財ウィーク推進委員会に出席いたしました。平成19年度

の文化財ウィークの期間内に実施した事業の中から、東京都知事賞、それから東京都教育委員会賞の各1つを選定いたしました。都知事賞には、豊島区の自由学園明日館の事業を選び、教育委員会賞には、八王子市の宗教法人広園寺の事業を選びました。

2月29日、教育ボランティア実践報告会に出席いたしました。教育ボランティアには、500人を超える方が登録していただいております。今回の実践報告会には、24人の方が出席され、それぞれの体験等について報告していただきました。

3月3日から3月27日の間、平成20年第1回市議会定例会が開催され、必要に応じて出席いたしました。まず、3月3日から4日にかけてであります。初めに市長から平成20年度の市政運営に向けた施政方針の表明があり、続いて議案審議、補正予算等の審議が行われました。

3月5日には、3月3日に行われました市長の施政方針に対して、各会派の代表から質問が行われました。

3月6日から3月12日までの間の5日間を使いまして一般質問が行われました。一般質問のうち、教育委員会に関する主なものは、お手元の資料のとおりであります。

3月13日、14日、17日には常任委員会が開催されました。

次に、3月18日、21日、24日の3日間、平成20年度の予算を審査する予算特別委員会が行われました。予算特別委員会が出された質疑のうち、教育委員会に関するものは、お手元のとおりであります。

3月27日は、市議会定例会最終日で本会議が行われました。この市議会本会議で国民健康保険税条例の一部改正及び平成20年度国民健康保険事業特別会計予算が否決となりました。

以上が、3月市議会定例会に関する主な報告であります。

3月8日、南街公民館まつりを見学いたしました。南街公民館まつりは、3月8日と9日の2日間で行われ、2日間で約1,300人の市民の方が参加されました。

同日、第二中学校の作品展示会、第四中学校の展示発表会、第五中学校の展示発表会を見学いたしました。

同日、東大和市少年少女合唱団入団説明会に出席いたしました。この日の会は、事実上合唱団の設立を目的とした会でありました。現在、合唱団には62人の子どもたちが加入を希望しているとのことでもあります。

3月15日、東大和市文化協会祭典を見学いたしました。約600人の方の参加があったとのことであります。

3月16日、体育協会主催の歩こう会の開会式に出席いたしました。この歩こう会は、12キロコースと17キロコースの2コースありまして、参加した市民は12キロコース180人、17キロコース170人、合わせて350人でありました。

3月19日、第一中学校の卒業式に出席いたしました。

3月20日、第18回多摩湖駅伝大会に出席いたしました。この日は、前日からの強い雨が降る中のレースでありましたが、大会には2周コースに75チーム、4周コースに123チームが参加されました。

3月25日、第三小学校の卒業式に出席いたしました。

同日、東大和市青少年問題協議会に出席いたしました。この日、善行青少年表彰を行い、平成19年度は2人の個人と4つの団体に対し、表彰状と記念品を贈呈いたしました。

3月26日、教職員初任者研修閉講式に出席いたしました。この研修は、教育公務員特例法に基づきまして、1年間にわたり行われるものであります。今回、初任者研修を修了した教諭は19人であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○並木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○小泉委員 先ほどの報告の中で、平成20年第1回市議会定例会に出席されたというこの資料がついておりますが、それを拝見しておりまして、この資料でいきますと3ページ、教育委員会関連のところ、1、教育委員会の活動状況について質疑があったようですが、どのような状況であったのか、ご説明していただければ幸いです。

○佐久間教育長 まず最初に、教育委員会がどのような活動をされているかということがありました。それにお答えいたしまして、2回質問ができるんですけども、2回目の質問では、主張がありまして、全国的に教育委員会のあり方とか存在感ということもありますので、東大和市の教育委員会も頑張ってもらいたいというような意味のことがありました。私のほうとしては、今の教育委員の皆さんは、月1回の教育委員会と懇談会と、それから各学校を回っていただくとか、いろいろな社会教育関係の事業に参加していただいて大変お忙しいということで、全国

的に言っている不要論というものはあり得ないというふうなことを1回目に言いました。そうしたら、少しむっとはしないですけども、ちょっと意見があったというような状況であります。

○並木委員長 よろしいですか。

○小泉委員 ありがとうございます。

○並木委員長 ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○並木委員長 日程第3、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました、事務の臨時代理の承認についてご説明させていただきます。

本件は、平成19年度東大和市一般会計補正予算(第7号)であります。このことにつきましては、第1回市議会に第28号議案として提出されまして、3月4日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでしたので、お諮りすることができませんでした。その結果、市議会に提出する前に委員会に付することができず、平成20年2月25日付で事務の臨時代理をさせていただきました。今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をいただきたいというものであります。

主なものとしたしましては、3月の補正予算ですので、例年契約差金の減額による補正となりますので、内容につきましては説明を省略させていただきたいというふうに思います。詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

特別ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○並木委員長 日程第4、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第5号報告 事務の臨時代理の承認について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成20年度東大和市一般会計予算であります。このことにつきましては、第1回市議会定例会に第7号議案として提案されました。前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ最終に予算調整が終了していないということで、お諮りすることができませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、平成20年2月25日付で事務の臨時代理をさせていただきますので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をいただきたいというふうに思うものであります。

概要といたしましては、平成20年度一般会計歳出合計が232億6,300万円で、前年度と比較しまして10億8,500万円の減であり、教育費におきましては26億695万9,000円で、1億4,524万5,000円の増となっております。詳細につきましては、学校教育部関係は学校教育部長、社会教育部関係につきましては社会教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木学校教育部長 それでは、学校教育部に関係いたします平成20年度当初予算につきましてご説明させていただきます。

なお、説明につきましては、新規事業、レベルアップ事業及び主な事業を中心

に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の平成20年度東大和市一般会計予算書及び説明書（教育費歳入抜粋）の1ページをお開きいただきたいと思います。

なお、説明欄に担当する課名の記載がありますが、4月1日の組織改正を踏まえた担当課名と、括弧内は旧の課名が記載してあります。

まず、最初に歳入であります。

12款使用料及び手数料の1節小学校使用料と2節中学校使用料につきましては、学校の敷地内に東京電力東日本電信電話株式会社マイテレビが電柱を設置していることに伴い、その土地の使用料であります。

13款国庫支出金であります。7目教育費国庫補助金は8,115万3,000円の増額となっております。これは、1節小学校費補助金で、第二小学校便所改修工事と第三小学校の耐震補強工事を行うことが主な理由であります。

3ページをお開きいただきたいと思います。

14款都支出金、5目教育費都負担金は1,160万円の増額であります。安全でおいしい水を直接蛇口から飲めるように、水飲栓の直結給水工事を行うもので、前年度に第三小学校を行いました。今年度は第四小学校と第六小学校の2校の工事を行うものであります。

以下、歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

お手元の教育費抜粋の予算書の354ページをご覧くださいと思います。

今年度の予算書から、4月1日の組織改正に伴いまして、今まで教育委員会で所管しておりました事業で、新たに市長部局に移管される事業につきましても、今までと同様に教育費の中に入っております。したがって、今回の教育費の総額がすべて教育委員会に係る予算額ではないということをご了解いただきたいと思います。

また、市長部局に移管される事業につきましては、今回説明は省略をさせていただきます。

それでは、10款教育費でございます。本年度26億695万9,000円で、前年度より1億4,524万5,000円の増額で5.9%の増額となっております。この増につきましては、第三小学校耐震補強工事費1億2,862万5,000円と第二小学校の便所改修工

事費5,200万円が主な理由でございます。

一般会計に対する教育費の構成率は11.2%となります。前年度は10.1%でありましたので、1.1ポイントの増となっております。

それでは、右側の説明欄によりまして説明を申し上げます。

まず、1教育委員会運営費の19節負担金補助及び交付金は東京都市町村教育委員会連合会負担金4万6,000円と連合会管外視察研修負担金及び関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会が山梨県甲府市で開催されますので、総会参加負担金を計上しております。

359ページをお開きいただきたいと思っております。

2就学相談事業費の1節報酬の心理相談員等報酬は、今までの心理相談員のほかに、指導室に配置しておりました訪問教育相談員と、新たに特別支援教育への意向に伴い通常学級に在籍するLD、ADHDなどの発達障害児などに対して、個々の障害に応じた指導、相談を行えるよう教育免許状を持つ巡回指導員を配置するもので、これらを一本化した心理相談員等報酬として計上しております。

361ページをお開きいただきたいと思っております。

5児童・生徒指導事業費の7節賃金の普通学級介助員賃金は、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童の安全を確保するため、介助員を配置するための経費として221万9,000円を計上しております。

363ページをお開きいただきたいと思っております。

7学校安全ボランティア事業費は、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる状況から、国の委託事業であります地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を今年度も引き続き実施するもので、学校単位で活動する学校安全ボランティア、スクールガードの養成及びスクールガード・リーダーの巡回指導にかかる経費を計上しております。

365ページをお開きいただきたいと思っております。

11教育指導管理事務費の1節報酬は、習熟の程度に応じた少人数学級指導員と学校図書館指導員に係る経費で、現在それぞれ小学校6校、中学校3校に指導員を配置しておりますが、学習指導員は小学校2校、中学校1校に増配置します。

また、図書館指導員は、配置計画を1年前倒しし、小学校4校、中学校2校に増配置し、全校配置を完了いたします。

7節賃金の臨時職員賃金は、今までの小学校水泳指導補助員と指導室臨時職員

のほかに、新たに組織改正に伴い学務課で行っていました夏休み中の小・中学校プール指導補助員賃金を計上しております。

また、8節報償費の理科支援員等講師謝礼につきましては、前年度は臨時職員賃金で計上していましたが、授業内容の一部を見直しし、報償費に計上しております。

367ページをお開きいただきたいと思います。

12教職員研修事業費の19節負担金補助及び交付金は、前年度より54万4,000円の増額となっております。これは、東大和市立公立学校研究会補助金と学校研究奨励事業費補助金が、予算編成方針に基づき一律20%の削減となったことによるものであります。

369ページをお開きいただきたいと思います。

13教科書・指導書・副読本等購入事業費の11節需用費は、前年度と比較して2,254万7,000円の増額となっておりますが、小・中学校の教科書採択がえに伴い、新たに配付する教師用教科書、指導書の購入と副読本の購入費を計上しております。

14学校行事・部活動等運営支援事業費は、小学校連合音楽会、連合会書き初め展、音楽鑑賞教室などの学校行事、小・中学校の部活動を支援するために必要な経費を計上しております。

13節委託料は1,065万円で、音楽公演委託料として1日2回、東京都交響楽団の公演に要する経費と、鑑賞教室委託料として各小・中学校に54万円を配分するものであります。

371ページをお開きいただきたいと思います。

16教育センター運営費は、教育センター運営及び教育相談全般に係る事務的経費を計上しております。

1節報酬の教育相談員等報酬は、さわやか教育相談員、スクールカウンセラー、電話教育相談員の報酬であります。なお、訪問相談員につきましては、組織改正による事務移管により、学校教育課において計上しております。

375ページをお開きいただきたいと思います。

1小学校運営費は2億6,673万円で、学校運営に必要な予算を計上しておりますが、ほぼ前年度と同額となっております。

377ページをお開きいただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料の小学校校務用パソコン等賃借料は、新たに各小学校の副校長及び職員室にパソコン等を3台設置するものであります。

379ページをお開きいただきたいと思います。

18節備品購入費の図書購入費は、学校図書館の充実のため、前年度までは1校あたり30万円の予算でしたが、今年度は1校当たり15万円となっております。

2小学校環境整備事業費の13節委託料は、第一小学校の耐震工事が終了したことから、トイレの抜本的改修工事を実施するための工事設計委託料と、今年度第三小学校の耐震補強工事を実施するための工事監督委託料及び来年度耐震補強工事を実施するために、第五小学校耐震補強設計・評定委託料を計上しております。

なお、平成19年度末の耐震補強工事の状況につきましては、校舎は14校中4校を完了し、残りは10校となっております。また、体育館につきましては未実施でございます。

15節工事請負費の小学校クーラー設置工事は、音楽室にクーラーを設置するもので、第九、第十小学校に設置することにより、全校の設置が完了いたします。第二小学校便所改修工事は、耐震工事が終了したことから、抜本的改修工事を実施するものであります。小学校水飲栓直結給水管改修工事は、歳入でもご説明いたしました。今年度は第四小学校と第六小学校の2校の工事を行うものであります。小学校便所床改修工事は、抜本的改修ができるまでの間、既設のタイル式の床をビニール式に改良する工事を今年度から順次計画的に行っていくものであります。

381ページの学童交通擁護員事業費から385ページの健康管理事業費までにつきましては、前年度と同様の内容でありますので、説明は省略をさせていただきます。

387ページをお開きいただきたいと思います。

1中学校運営費は1億4,656万2,000円で、学校運営に必要な予算を計上しておりますが、ほぼ前年度と同額となっております。

389ページをお開きいただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料の中学校校務用パソコン等賃借料は、新たに各中学校の副校長及び職員室にパソコン等を3台設置するものであります。

391ページをお開きいただきたいと思います。

18節備品購入費の図書購入費は、学校図書館の充実のため、前年度までは1校

当たり30万円の予算でしたが、今年度は小学校と同様に1校当たり15万円となっております。

2 中学校環境整備事業費の13節委託料は、第一中学校の耐震補強工事を平成22年度に計画していることから、今年度耐震2次診断調査を行うものであります。

15節工事請負費の第二中学校変電設備改修工事は、学校の変電設備においてP C B混入の変圧器などをP C Bのない機器に取りかえるものであります。

391ページの就学援助事業費から395ページの健康管理事業費までにつきましては、前年と同様の内容でありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、443ページをお開きいただきたいと思います。

3 目学校給食費は、今年度4億2,083万9,000円で、前年度より2,550万8,000円の増であります。主に、職員人件費の増であります。臨時職員の給食調理員など16名分の賃金を、前年度までは職員課で計上しておりましたが、今年度からは主管課計上変わったことによるものであります。

445ページをお開きいただきたいと思います。

2 学校給食センター運営費は1億3,360万8,000円で、安定した給食の供給を行うため、管理、衛生面に係る経費と経常的経費及び老朽化した施設及び備品などの修繕を行う経費を計上しております。

447ページをお開きいただきたいと思います。

15節工事請負費は、第一給食センターの天井塗装工事と第二給食センターのボイラー室、屋根吹きかえ工事を行うものであります。

3 学校給食施設建設事業費は、計画担当主査の配置に伴い事務費などを計上しております。これは、給食センターの施設設備の老朽化に伴い学校給食の今後の運営方法などに関する検討を行うものであります。

以上で、学校教育部の説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○窪田社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

内容につきましては、政策的経費と19年度予算との差額が大きいものについてのみとさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、4節保健体育使用料で
ございます。市民プール使用料461万4,000円でございますが、開催日数を41日と
して算出したしております。これは、今まで7月20日近辺の土曜日から開場して
おりましたが、例年このころは梅雨明けが遅れたり、天候不良により実施できな
いことが多いため、夏休みと同時にスタートすることとしたもので、昨年度より
5日少なくなっております。

また、そのほかに天候不良による中止日数を3日間見込んでおります。来場者
数につきましては、17年度から19年度までの人数を参考に算出したしました。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、教育費抜粋予算書をご覧いただきたいと思ひます。

396ページをお開きいただきたいと思ひます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、4億2,460万9,000円、前年度に
比べましてマイナスの1,823万9,000円となっておりますが、人件費を除きますと、
前年度から2,007万1,000円の減額となっております。

恐れ入ります予算書の399ページをお開きください。

3社会教育委員活動費の9節旅費でございます。2万円の計上となつてござい
ますが、昨年度から6万3,000円の減額となっております。これは、19年度市町
村社会教育委員連絡協議会の会長市でしたが、任期が満了となるため、全国大会
に出席する旅費の計上がなくなったものでございます。

次に、401ページをお開きいただきたいと思ひます。

5社会教育団体育成事業費、19節負担金補助及び交付金でございます。609万
3,000円の計上ですが、昨年より97万9,000円の削減となっております。これは、
補助金を20%削減するという予算編成方針に基づき、社会教育関係団体の補助金
を削減したものでございます。削減した団体は、体育協会、文化協会、PTA連
合協議会など8団体となっております。

次に、403ページをお開きいただきたいと思ひます。

7文化施設管理費、13節委託料でございますが、一番下の「・」の3つ目でご
ざいますが、これは（仮称）東大和郷土美術園の庭の高木が枯れているために、
隣家に迷惑がかからないように、枯損木材伐採委託料20万3,000円を計上いたし
ました。

次に、407ページをお開きいただきたいと思ひます。

13放課後子ども教室推進事業費は、新規に開設する2校分を含んで計上いたしております。

なお、この事業につきましては、組織改正に伴いまして市長部局の担当となっております。

その下、2目公民館費、1中央公民館事業費でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

11節需用費、⑥修繕料でございます。19年度の消防点検による修繕料70万4,000円が皆減となったものでございます。

13節委託料につきましては、変則勤務による施設管理委託料の削減が72万3,000円となっております。

次に、413ページをお開きいただきたいと思います。

2南街公民館事業費については省略をさせていただきます。

3狭山公民館事業費、次のページをお開きいただきたいと思います。13節委託料につきましては、中央公民館同様、変則勤務による施設管理委託料の削減が31万円となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては狭山公民館に洋式トイレがないことから、1階と2階のトイレに、男女各1つずつ和式から洋式に改修するため179万9,000円の工事費を計上いたしました。

次に、蔵敷公民館事業費でございます。恐れ入ります、次のページを開いていただきたいと思います。

13節委託料につきましては、同じく変則勤務によるため、施設管理委託料が32万3,000円の減額となっております。そのほか、各公民館とも変則勤務導入に伴いまして、臨時職員の賃金が1館当たり約30万円の増額となっております。

続きまして、423ページをお開きいただきたいと思います。

3目図書館費、1中央図書館管理費でございます。7節賃金につきましては、1,045万3,000円となっております。昨年より314万4,000円の増額となっております。これは、今まで職員課で予算措置していた臨時職員の賃金が主管課で予算措置をすることになったものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

14使用料及び賃借料は1,037万6,000円で、昨年より482万9,000円の減額となっ

ております。これは、電算機器のリース期間が6月で終了となるため、7月以降の9箇月間の再リース期間の賃借料の単価が減額となったものでございます。

15節工事請負費48万9,000円は、事務室のコンピュータ室に4館の図書館システムを稼働させるためのサーバーが4台設置されているため、室温を一定の温度に保つ必要がありますので、そのためのエアコン設置工事費でございます。

427ページをお開きいただきたいと思います。

3桜が丘図書館事業費、14節使用料及び賃借料は17万3,000円で、昨年より32万6,000円の減額となっております。これも、中央公民館と同様の内容でございますが、電子複写機とコピーファックスのリース期間が6月で終了となり、再リース期間の9カ月分の賃借料の単価が減額となったものでございます。

429ページをお開きいただきたいと思います。

4目郷土博物館費、1郷土博物館管理費でございます。4節共済費31万2,000円の計上がございます。これにつきましては、昨年7月から空席となっております郷土博物館の館長の社会保険料18万円を新たに計上いたしました。

7節賃金につきましては、これも今まで職員課で予算措置していたものを、主管課で予算措置することになったため増額となっております。

11節需用費の⑥修繕料の施設修繕料36万4,000円の中には、2階情報サービス室のエアコン修繕21万4,000円が見込まれております。

次に、433ページをお開きいただきたいと思います。

2郷土博物館事業費でございます。13節委託料のうち一般投影ソフト制作委託料383万3,000円は、昨年はこの制作を季節ごとの制作といたしまして、年間4本の制作委託をいたしておりましたが、1本制作を減らし3本としたために、昨年に比べ78万7,000円の減額となっております。

次に、435ページをお開きいただきたいと思います。

社会体育事務費の賃金につきましては322万9,000円で113万円の増額となっております。これも、ほかの課と同様、今まで職員課で予算措置していた1名分を主管課で計上することになったための増額となっております。

437ページをお開きいただきたいと思います。

4スポーツ振興事業費、13節委託料820万9,000円は、昨年より427万8,000円の減額となっております。これは、学校プール開放業務委託料の削減で、昨年は6校で実施していたものを2校での実施としたために250万3,000円の減額と、それ

から多摩・島しょ子ども体験塾の事業を、小学生スケート教室からサッカー教室に変更したための減額191万1,000円が主なものでございます。

なお、サッカー教室委託料につきましては96万円を見込んでおり、また備品購入費として、サッカーゴール2組の計上をいたしております。

439ページをお開きいただきたいと思います。

1 体育施設管理費でございます。12節役務費の保険料で、施設賠償責任保険料のうち、学校体育施設に係る保険料につきましては、学務課で加入しているものがあるため、重複部分があるということで、体育課での予算計上を取りやめいたしました。

それから、高木ゲートボール場を昨年9月末で閉鎖したことに伴いまして、13節委託料と14節使用料及び賃借料が昨年より減額となっております。

15節工事請負費でございますが、これは上仲原公園南側の住宅に野球のボールが落ちて被害が及ばぬように、防球ネットのかさ上げ工事を行うものでございます。

441ページをお開きいただきたいと思います。

2 市民プール運営費の13節委託料でございます。市民プール開設業務委託料につきましては、歳入で申しあげました実施日を5日間削減したことに伴いまして、昨年に比べ211万3,000円の減額となっております。

以上でございます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございました。

幾つか質問、意見等がありますが、整理がされていませんけれども、その都度質問か意見か申し上げますのでよろしく申し上げます。

最初に、学校教育の関係ですけれども、特別支援教育巡回指導員の配置等で、こういう予算が組まれておりますが、これは当然特別支援教育で必要なものでしょうが、事業の内容を少し説明をしていただきたいと思います。

それから、学校図書館指導員の配置、小学校の便所改修、水飲栓直結など年次計画に従ってやっていただけて、とてもよかったと思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

今日の説明にはなかったと思いますが、指導室のマンパワーの充実等も取り上げていただいたと思いますので、これも大変よかったと評価をしております。

す。

次に、これは社会教育、教育委員会を離れるようですけれども、放課後子ども教室推進事業費、何校をいつから取り組む予定になっているか、知らせていただきたいと思います。

それから、学校教育のほうに戻って、学校図書館の図書費、聞き違いではないと思いますが、2分の1減というふうに聞きましたが、今学力向上、読解力をつけるためには、図書の充実ということはとても緊急な課題になっていると思うときに、2分の1減で1校15万というのは余りにも少ないのではないかというふうに感じましたが、理由がありましたら理由を聞かせていただきたいと思います。

それから最後ですが、社会教育関係は押しなべて厳しい予算で大変なように受けとめました。1つお尋ねですけれども、実施計画に載っていて今年度予算がつかなかったというような事業がありましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○並木委員長 社会教育が2点で、学校教育関係が3点ありますから、最初に学校教育いきます。特別支援の関係。

○下平学務課長 特別支援教育に関しましては、平成19年4月に学校教育法の改正がございまして、制度改正の大きな中身の1つに、通常学級に在籍するLD等の発達障害の児童・生徒の支援をすることが明文化されたということでございます。本市におきましては、平成16年度から検討委員会の設置、それから特別支援教育にコーディネーターを指名するなど、できるところから準備を進めてきております。平成20年度につきましては、それらのこれまでの準備を踏まえまして、法改正を踏まえまして、2点の特に重点を置いていこうというふうに考えております。

1点は、校内委員会等を中心にしました発達障害児の早期発見、早期支援の校内体制の整備を進めていくというのが1点目でございます。

それからもう1点は、巡回相談、指導等の体制を整えまして、各学校の校内委員会やコーディネーターをはじめ学級担当、それから保護者等への支援の充実に努めていくということを目指しております。このために、19年度は巡回相談員を1名配置していただきまして、20年度からは巡回指導員をさらに1名追加して配置していきたいということです。

巡回指導員の内容でございますけれども、教員免許状を有する巡回指導員1名を雇い上げまして、週の必要な時間、必要な学校に巡回相談員と連携を図りなが

ら、それから各学校の校内委員会と連携を図りながら、必要なお子さんに対してTT、あるいは個別指導等で指導していくということを目的に配置をしているところでございます。

以上でございます。

○鈴木庶務課長　まず、学校施設の大規模な工事計画の詳細な内容をご説明申し上げます。

小学校のクーラー設置工事につきましては、第九小学校、第十小学校の音楽室のクーラーの設置でございます。こちらをやりますと、小学校の音楽教室は全校完了するということでございます。あと、第二小学校の便所改修工事、こちらは大規模な改修工事になりまして、通常学校の東西、両側にトイレがございますが、片側西側の1階から3階の男女トイレの床、それから電気、壁等の全面的な改修工事を行います。便器につきましては、自動洗浄をつけまして、小便器などでは用を足して便器を離れると自動的に水が流れて洗浄ができるというものを基本に考えております。

あとは、廊下のアップも段差をすべて改良してバリアフリー化するというものも想定しております。

あと、小学校の水飲栓直結給水管改修工事につきましては、20年度につきましては2校を予定しておりまして、第四小学校と第六小学校の水道管を直結化することによりまして、本来は貯水槽を経由して蛇口に水が出ていたんですが、こちらは水道管から直接水が出るということで、夏でもある程度冷たい水が、直接おいしい水が飲めるということを配慮したものでございます。

なお、今、古い水道管ですと赤水が出たりという心配もございますので、そういう改修も計画的にやっていくということでございます。

大規模改修工事につきましては、以上でございます。

あともう1点、図書費の件でございます。図書費につきまして、理由があればというお話だったんですが、減額した理由はございまして、経緯を申し上げますと、本年度と同じように1校当たり30万を見込んで予算計上をしたところがございます。それが査定の段階で削られまして、再度価格交渉をして半分は戻せたというのが経緯でございまして、図書の購入につきましては、特別枠のほかに備品購入費も各学校には配当してございますので、学校長のほうの判断によっては、その中からも追加して図書のほうは考え直してみたいと思っております。

以上でございます。

○真如学校教育部参事兼指導室長 今、図書費の減額について庶務課長のほうから話がありましたけれども、図書館の指導員が十分配置されていない段階では、学校にある図書を活用して、専らそれで学習してきたというような状況にございました。それが、ここにきてかなり図書館に指導員が入ってきまして、図書館の運営も非常に効率よくできるようになってまいりました。

学校で不足して子どもたちが読みたいという本につきましては、指導員の働きによりまして、市内各所の中央図書館を初め、それぞれの各図書館に連絡をしまして、こういった本が必要だということで注文をいたします。そうしますと、速やかに図書館のほうから学校のほうに必要な本が届き、届いたところで指導員からそれぞれの学年の申し込みがあった子どもたちに、通知のメモができ上がっているんですけども、それを渡して図書室に来てもらう。そして、自分の読みたいという本を得られるという、そういう大変すばらしいシステムができ上がりつつあります。

そういったことから、図書館の減額、大幅減額になっていきますけれども、それほど不自由はないというか、今後そういった方向に進めていったほうがさらによいのではないかというような状況に今あるところでございます。

以上でございます。

○窪田社会教育部長 2点ご質問いただきました。

まず、放課後子ども教室の実施時期でございますが、19年度をモデル事業として実施しました七小につきましては4月からの予定でございます。新たに開設する新規校2校につきましては、10月からの実施ということで見込んでございます。

それから2点目、実施計画に載っていて、今年度予算措置をされなかったものでございますが、市民プールのプールサイド改修工事1,100平米を見込んで1,831万7,000円が実施計画に載っていましたが、それは予算措置されませんでした。

以上でございます。

○鈴木委員 わかりました。

それで、お願いになりますけれども、学務課の特別支援教育については、新しい事業で、今後の方向を決める大切な年に今年はなるとお思いますので、そういう意味からも重要な事業の始まりだと思しますので、よろしくお願ひします。

それから、図書費ですけれども、説明が室長のほうからありましたけれども、

これは苦しい説明だと思いますが、社会教育も含めて図書館、学校の図書室は資料が命ですから、資料が充実していなければ教育効果は上がりませんので、さまざまなレーンでつないで、情報でやっていくというのも当然必要ですけれども、それによってだけでは足りないと思いますので、これからもこの点は増額をぜひするような方向で私はお願いをしたいと思います。

それから、社会教育のほうですけれども、実施計画に載っているものは言わずもがなですけれども、なるべく実施計画も一つの意味で市民に対する約束ではないでしょうけれども示したものですから、できるだけ実現するようにご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○並木委員長 ほかにいかがでしょうか。

○小泉委員 学校教育について2点、社会教育について1点お尋ねいたします。

369ページにあります一番下ですが、小・中学生英語指導及び日本語指導委託料となっておりますが、この小・中学生への英語、日本語の指導に関する取り組みをどのようにするつもりなのかとか、資格とかお聞かせください。

それから375ページ、先日も小学校、中学校とお天気に恵まれた中で卒業式に参列してまいりましたが、そのときに卒業記念品そのものをその場で紹介してくださる学校もあったかに伺っておりますが、私が出た学校では目録だけというような形でしたが、記念品について学校の対応がまちまちであるということです。そして、子どもたちがこれを記念品としてもらって、どのように活用されているかな、本当に喜んで使っているのかな、その後の様子はどうなのかなというのがちょっと気にかかりました。そのあたりの何か意見などが調べられているのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、3点目ですけれども、これはここの予算のところですから、これをお尋ねするのが適切なのかどうかちょっと迷うんですけれども、学校教育ということでちょっとよろしいでしょうか。

指定学校変更承認の申請が、申請期間が1月11日から3月末日までということで市民に周知されたかと思うんですが、現在の申請状況等わかっているとお教えてください。

続きまして、社会教育です。例えば、403ページ、それから429ページ、ここで郷土博物館の予算が載っておりますが、かつて我が市の誇る郷土博物館が結構雨

漏りがして映写機器に影響があるんだというような声をお聞きしたことがございます。それで、このように予算を組んでくださった中で、そのあたりが解消されていくものなのかどうか、ぜひ解消してもらいたいなと願うものでございますが、そのあたりの説明もできましたらお願いいたします。

以上です。

○**鈴木庶務課長** 卒業記念品についてでございます。内容といたしましては、小学校の卒業記念品につきましては、電卓と器具のセット、中学校の卒業記念品につきましては、システム手帳を配付してございます。

卒業式の式典の中でそのご紹介については、こちらで次第の中で、そういう指示のほうはしてございませんので、統一はできていなかったかと思われま。その後の、どのぐらいまで使われているとか、好評なのかどうかという追跡は残念ながら今はしていない状況でございまして、ちょっと気にはなっておりますが、その辺がもし生徒さんのお声が聞けるようであれば、具体的に聞いて回ろうかなと思っております。

○**真如学校教育部参事兼指導室長** 国際理解教育関係ですけれども、1つは日本語指導というのがございます。それから、もう1つは英語活動に対する予算ということになります。日本語指導につきましては、市内に外国籍や、あるいは帰国子女の方がたくさん多く入ってまいりますので、その都度日本語で生活ができるというような状況まで育てたいということで、人を配置して対応しているところでございます。1人当たり20時間から50時間程度、1日1時間として1箇月ぐらい、そういった方に入ってもらって、それらしい授業をしながら、日本語をマスターしていってもらうというような内容でございます。

それから、英語指導につきましては、小学校、中学校それぞれやっておりますけれども、小学校につきましては専ら英語に親しむという取り組みで、英語そのものを学習するというのではなくて、活動を通して英語に親しんでいくというねらいで、日常会話等の体験を行っております。

中学校では、外国人による発音とか、あるいは外国の文化に触れて、より英語を身近に感じていただくということで指導に加わっていただきまして、教育の成果を得ていこうというふうに行っているところでございます。

小学校では、年間30時間から50時間程度、1クラスにすると二、三時間ということになります。

それから、中学校においては年間65から130時間程度、1クラス当たり7時間から8時間程度、そういった指導員の方を配置して学習を進めているところでございます。

以上でございます。

○**下平学務課長** 指定学校変更につきましては、かねて教育委員会でも議題にさせていただきますました変更基準でございますが、中学校のクラブ活動でございますが、これを新たに変更基準に追加いたしまして、従来、転居、共働き、いじめ等教育的配慮で6項目の変更基準がございましたが、これに中学校の部活動を追加いたしまして、現在7基準で指定変更を行わせていただいております。

19年度の状況でございますが、住宅を購入する理由によりましてが8件、それから市内転居が68件、それから兄、姉が通学しているという条件が13件、それから共働きが17件、身体的理由はございませんで、教育的配慮が7件、それから小学校で指定学校変更済みのお子さんは中学校でも指定変更できますので、これが14件、それから今回追加いたしましたクラブ活動による変更が9件、合計が136件で、これは18年度の149件に比べますと、若干少なめな状況でございます。

以上でございます。

○**窪田社会教育部長** 郷土博物館の雨漏りの件でございます。これにつきましては、先ほど鈴木委員からご質問いただきました中に、実施計画で計上されて予算が措置されなかったものの中で漏れてございました。大変申しわけございません。実は、郷土博物館のプラネタリウムの雨漏りがひどく、実施計画で要求をしましたが、実施計画では当初認められませんでした。再度、復活要求ということで雨漏りについては強く要望しているところでございます。復活要求で市長査定の段階では、実施計画の俎上に乗せていただくことができました。

しかし、残念ながら予算編成に至っては、この分が削減されてしまったということでございます。金額につきましては、今手元に資料がございませんので確かな金額はわからないんですが、約800万弱ということなんです。

以上です。

○**小泉委員** ご報告ありがとうございます。その中で、指定学校変更承認の申請件数ですけれども、昨年度から比べたら減っているとはいっても、随分たくさんあるなど、これは私の個人的な感想ですけれども。そうすると、この136件はすべて承認されるということでしょうか。

○**下平学務課長** 基本的には、窓口で十分にご説明させていただいて、相当な理由という方にご申請していただいておりますので、非認定というんですか、承認しないという例はこれまで余りございません。これは、申請していただいた全件数が承認させていただいたという状況です。

以上です。

○**小泉委員** 市内全般で見まして、この地域は人数が多いとか、件数が多いとか、そのような特徴はございますか。

○**下平学務課長** 特に、偏りというのはそれほどないというふうに考えております。今回、そういうふうに申し上げれば、クラブ活動で指定学校変更をした学校としては、二中から他の学校へというのが8名、それから一中から他の学校へ1名ということで9名でございますので、それが偏りといえれば偏りかなというふうに感じます。

以上でございます。

○**並木委員長** ほかにございますか。

○**土田委員** 僕は感想ですけども、学校の耐震工事、この進捗状況といいますか工事の進め方が少し遅いような気がするんです。これにもう少し力点を置くというか、もっと早急に全校の工事を完了するということができたらというふうなことを感想として持ちました。

それから、旧日立航空機の変電所用地借上料、これは市として買収するというか購入するというふうな方向で考えていらっしゃるかどうか。これは永久保存を考えておられるとすれば、購入するというか買収するという方向に進めてもらったほうが良いと思いました。それ以外はありません。

○**佐久間教育長** 変電所の件ですけども、あれは都立公園の中の真ん中を借りたんです。都有地なんです。本当は東京都が文化財として認定してくれればよかったですけれども、戦争建造物を今は東京都の教育庁の文化財には認定をしていないんです。そのために、市が市の文化財として認定をしているんです。それで、あそこに保存をしたわけです。

そして、東京都に土地のことを交渉に行ったところ、東京都はすべて有料だということで、公園の中、それから慶性門、あそこも土地を借りてます。それから、そのほか武蔵大和駅前の自転車置き場、あれも東京都から結構高いお金で借りてまして、無料で貸してもらえないところがないというのが実情で、買うのもできない、

ただにもならないというのが現状であります。

○土田委員　そうですか。東京都に認定させるとどうなるんですか。

○佐久間教育長　東京都の文化財になれば、東京都ですべて管理をするということになると思いますけれども、その前の認定をする基準というところに入ってないというのが事実上の問題です。

○土田委員　はい、わかりました。

○並木委員長　それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号報告　事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○並木委員長　ご異議なしと認め、第5号報告　事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

○並木委員長　ここで、会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第5、第14号議案　東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○並木委員長　賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議用資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議用資料につきましては、平成20年4月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○並木委員長　ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

◎日程第5 第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○並木委員長 日程第5、第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてご説明申し上げます。

本案は人事案件でございまして、平成20年3月21日付で内示がございました。氏名の敬称は省略させていただき、ご説明申し上げます。議案書を参照しながらお聞き取りいただきたいと思います。

まず、学校教育部長並木清志が3月31日付の退職のため、退職される前に市長部局に出向いたします。さらに、社会教育部参事兼中央図書館長事務取扱の植野英夫、庶務課長の鈴木尚、社会教育課長小俣学、給食課長小野寛が4月1日付で市長部局に出向いたします。

新しく教育委員会に出向となり教育委員会が任命する者といたしましては、阿部晴彦が学校教育部長に、布宮英明が学校教育部副参事(統括指導主事)に、それから高杉春行が社会教育課長兼学習振興係長事務取扱に、松井悟が中央図書館長になるものであります。

また、平成20年4月1日からの組織改正により、堂垣隆志が兼務としまして、学校教育部副参事(教育施設担当)となるものであります。

教育委員会内部の異動といたしまして、学務課長の下平一紀が学校教育課長に、郷土博物館副館長猿橋壽一が給食課長兼第二給食センター長事務取扱に、中央公民館長の長島孝夫が中央公民館長兼事業係長になるものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 教育施設担当の副参事は兼務ですけれども、この方の本務の役職は何か。

○並木学校教育部長 新しく建設環境部になります。その中の建築課長になります。

○鈴木委員 わかりました。

○並木委員長 ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、
本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市教育委員会事務局職員及
び教育機関職員の任免について、本案を承認と決めます。

○並木委員長 ここで会議の非公開を解きます。

退場者の入場を認めます。

○並木委員長 それでは、ここで5分間ほど休憩をして3時30分に再開をいたします。

午後 3時25分休憩

午後 3時30分再開

○並木委員長 再開いたします。

◎日程第6 第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について

◎日程第7 第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について

○並木委員長 日程第6、第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について、日程第7、第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま一括議題となりました第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について、及び第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第15号議案及び第16号議案ともに、第七小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校耳鼻科医の交代に関するものであります。

現在、第七小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の4校の学校耳鼻科医荒田節男氏から、一身上の都合により平成20年3月31日付で辞任したいという申し出がありましたので、解嘱することといたしまして、後任に第七小学校及び第十小学校には勝目恵一氏、第九小学校には一川聡夫氏、第五中学校には平塚英雄氏を新たに委嘱するものであります。

なお、任期につきましては、残任期間であります20年4月1日から平成21年3月31日までであります。

なお、勝目氏は桜が丘三丁目で耳鼻咽喉科勝目クリニックを開業するとともに、現在第四小学校、第八小学校及び第一中学校の学校耳鼻科医をされております。

一川氏は、上北台一丁目で上北台耳鼻咽喉科を開業するとともに、現在第一小学校、第六小学校、第三中学校及び第四中学校の学校耳鼻科医となっていておられます。平塚氏は、南街五丁目で平塚耳鼻咽喉科医院を開業するとともに、現在第二小学校、第三小学校、第五小学校及び第二中学校の学校耳鼻科医となっていておられます。

なお、荒田節男氏であります。平成20年3月26日にご逝去されたと伺っております。ご冥福をお祈り申し上げます。

現在、学校は春季休業期間中でありますことから、学校医の職務に関しましては特別支障はないものと思われまますので、委嘱につきましては、4月1日付でさせていただきますというふうに考えているところであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について、本案を承認と決めます。

引き続き、お諮りいたします。

第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第16号議案 東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について、本案を承認と決めます。

◎日程第8 第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について

○並木委員長 日程第8、第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校歯科医の任期が平成20年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。委嘱する学校歯科医の方々は名簿のとおりで、全員再任となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本案を承認と決めます。

◎日程第9 第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について

○並木委員長 日程第9、第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校薬剤師の任期が平成20年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校薬剤師の方々は名簿のとおりであります。名簿の中で、第四小学

校の加園英昭氏を除きましては再任となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本案を承認と決めます。

◎日程第10 第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について

○並木委員長 日程第10、第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在の体育指導委員につきましては本年3月31日をもって任期満了となるため、新たに13名の委員を委嘱するものであります。

なお、今回委嘱いたします委員は、再任が11名、新任が2名であります。任期は20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間であります。

なお、氏名、住所、生年月日等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本案を承認と決めます。

◎日程第11 第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について

○並木委員長 日程第11、第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案は、現委員が本年3月31日をもって任期満了となりますことから、図書館法第15条によりまして、学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者の区分に応じまして、新たに任命するものであります。ご提案いたしました委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり10名の方で、そのうち8名は再任、2名が新任となっております。いずれの方も豊富な経験と識見を有した方々であります。

なお、任期は20年4月から22年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があれば発言をお願いいたします。

○鈴木委員 上から3番目の方は第三小学校学校指導員と書いてありますけれども、これは学校図書館指導員のことでしょうか。

○植野社会教育部参事兼中央図書館長 そうでございます。学校側の図書館指導員でございます。すみません、抜けておりました。

○並木委員長 ほかにはいかがでしょうか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本案を承認と決めます。

◎日程第12 第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第12、第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法等の一部改正により、教頭の名称が副校長に改められたこと及び東大和市職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の全部改正が行われたことによりまして、関連いたします東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第9条第1項、指導室の部、指導係の項第11号中「教頭会等」を「副校長会等」に改め、第11条第1項中「第3条」を「第4条」に改め、別表第1に規定する休暇に関する事項等を議案書のとおり改めるものであります。

附則であります、この規則の施行を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第21号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決します。

◎日程第13 第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第13、第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の全部改正が行われたことによりまして、勤務を要しない日の名称が週休日に改められたことから、関連いたします東大和市教育委員会公印規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第9条中「勤務を要しない日、休日及び年末年始の休暇」を「週休日及び休日」に改めるものであります。

附則でありますけれども、この規程の施行を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第22号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決します。

◎日程第14 第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則

○並木委員長 日程第14、第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長に委任することができない事務が明確化されました。教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価が新たに規定されたこと等に伴いまして、関連いたします教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第1条は、目的についての定めでありまして、改正前に比べ、「臨時代理」の文言を新たに加えてあります。

第2条ですが、見出しを「教育長に委任する事務」とし、改正前の規則では類似事件となっていたものを改めます。そして、第2条に列記してあります項目は、教育長に委任することができない事項でありまして、その16項目以外については委任をするというつくりとなっております。

第3条は、臨時代理に関する規定で、新たにあらかじめ委員の指示を受けたときは、教育長がその義務を臨時に代理することができる旨を加えてあります。

第4条は、教育長の専決に関する規定で、教育長が専決できる事項を掲げてあります。

第5条は、委任等の事務処理の特例で、見出しを改正前では「異例事態の処

理」としていたものを、「委任等の事務処理の特例」に改め、専決事項につきましても、異例の事態が生じたときは委員会の会議に付することができる旨の規定を加えたものであります。

附則であります。この規則の施行を平成20年4月1日とするものであります。

なお、お手元に23号議案資料として、資料をご配付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくようお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 1点お尋ねします。第2条に、16項目載っているわけですが、この中で従来と大きく変わった点というのはありますでしょうか。

○鈴木庶務課長 従来と大きく変わった点でございますが、まず新しい改正案のほうでいきますと、第5号に法第27条の規定による点検及び評価に関すること、こちらが新規で入ってきた条文でございます。

もう一つは、第4号、(4)のところ。委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。こちらにつきましては、右側に備考欄がございますが、改正前の現行の規則の(6)から(10)、この部分がまとまってこの一文になったという2点が大きな改正点でございます。

以上でございます。

○並木委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○並木委員長 そのほかいかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第23号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第15 第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程

○並木委員長 日程第15、第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律に基づきまして、新たに平成20年4月1日から学校に副校長を置き、また副校長に対して教育長の権限に属する事務の一部を委任することが定められましたことに伴いまして、東大和市教育委員会教育長の権限に属する義務の一部委任規程の全部を改めるものであります。

内容につきましては学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木学校教育部長 それでは、本日机上に配付いたしました第24号議案資料、東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

太字で書いてあるところが、今回改正を行う箇所、左側が現行条文で、右側が改正案でございます。

まず、第1条につきましては、学校教育法の一部改正に基づき、新たに副校長に関する定義を加えるものであります。

第2条は、見出しを「委任事項」から「学校長への委任事項」に改め、第1項は、学校長への委任事項のうち、一部の委任事項について、「主幹教諭、教諭及び養護教諭に係る事務を除く。」規定を加えるものであります。

(1) から次ページの(13)までにつきましては、東京都の休暇条例などの関連条例及び規則が改正されることに伴い、休息時間の取り扱いや特別休暇、育児休業などに関する規定を改めるものであります。

主な改正点につきましては、2ページの(4)「育児又は介護による深夜勤務の制限に関する事。」、(8)「休日の振替えに関する事。」、及び(13)「教育に関する兼職又は事業等の従事の承認に関する事。」を新たな委任事項として加えるものであります。

第2項につきましては、市費負担職員に関する事項について、現在は各学校へ市職員が配属されていないことから、市職員に関する条項を削除し、改めて嘱託員及び臨時職員に関する事項を加えるものであります。このことにより、文言の修正、及び3ページから4ページの現行の規定第3号から第14号までと、第16条を削除するものであります。

4ページの第3条につきましては、新たに「副校長への委任事項」として、「所属の教育職員に係る次に掲げる事務を副校長に委任する。」ことを加えるものであります。副校長への委任事項としては、(1)から(9)までの各号を新たに加えるものであります。

以上でございます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 今回の説明の4ページの第3条ですね、副校長への委任事項。これに関する事は、副校長が副校長の権限で決定できるということでしょうか。

○真如学校教育部参事兼指導室長 今回の学校教育法改正によりまして、新たな職の設置ということで、東京都はこれまで教頭を副校長というふうに称して呼んでいたんですけども、今回副校長という職が新たに設置されましたので、それでこれまで校務を整理するというような内容だったものから、校務をつかさどるということで、校務をみずからの権限で処理することを意味する、そういう力を副校長に持たせたということでございます。対外的にも、副校長の名前でもって権限を行使して、最終的には法律上の責任を負うという、そういうところまで権限を高めてもらいます。

以上でございます。

○鈴木委員 わかりました。

○並木委員長 そのほかございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の

全部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 並木委員長 ご異議なしと認め、第24号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程について、本案を承認と決します。

◎日程第16 第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

- 並木委員長 日程第16、第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

- 並木委員長 説明をお願いいたします。

- 佐久間教育長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法の一部改正によりまして、教頭の名称が副校長に改められたことによりまして、関連いたします東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を改正するものであります。

内容について、ご説明申し上げます。第1号様式中、教頭兼事務長印を副校長印に改めるものであります。

附則であります。この規則の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取

扱規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第25号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第17 第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第17、第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件も学校教育法の一部改正によりまして、教頭の名称が副校長に改められたことによりまして、関連いたします東大和市立学校職員の出勤簿整理規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第2条中「教頭」を「副校長」に改め、「教頭を置かない学校並びに分校その他」を削るものであります。

附則であります。この規程の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第26号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第18 第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第18、第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法の一部改正がありまして、新たに平成20年4月1日から学校に副校長及び主幹教諭を置くことが定められたこと、及び学校教育法の改正により、引用している条項等を改めるため、東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものであります。

なお、本件は平成20年度の人事から適用することから、規則の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

内容につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○並木学校教育部長 それでは、本日机上に配付いたしました第27号議案資料、東大和市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

太字で書いてあるところが、今回改正を行う場所で、左側が現行条文で、右側が改正案でございます。

まず、第6条につきましては、校長の職務を規定しておりますが、第1項につきまして、学校教育法の改正に伴い引用条項を改めるものであります。

なお、以下、引用条項の改正及び改正に伴います条項の繰り上げ並びに削除に

つきましては、説明は省略をさせていただきます。

次に、第7条は、見出しを「教頭」から「副校長」に改め、第1項は、学校に副校長を置くことを定めるものであります。

第2項は、副校長がつかさどる職務に関して規定するものであります。

第3項は、校長の命を受け、副校長の校務の範囲について規定するものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第4項は、これまで校長が行っていた所属職員の服務に関する事務の一部を副校長に委任することを規定するものであります。

第5項は、「教頭」を「副校長」に改めるものであります。

2ページの下段になりますが、第7条の2の見出しを「主幹」から「主幹教諭」に改めるものであります。

3ページの第1項から4ページの第4項までは、主幹教諭に関する事項を規定するものであります。

3ページの第2項は、主幹教諭の職務を規定するもので、主幹教諭は校長及び副校長を補佐するとともに、上司の命を受け、(1)から(3)に掲げる校務の一部を担当することになります。

以上でございます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 今日資料の1ページ、7条の2ですけれども、この管理規則の考え方をちょっとお尋ねしたいんですが、副校長の職務内容で、今まで教頭の場合に文言で明示されていなかった、必要に応じて児童または生徒の教育をつかさどるというのを、ここでわざわざ入れた考え方はどういうわけですか。

○真如学校教育部参事兼指導室長 わざわざ入れたというか、副校長も当然教育に直接かかわることができますよという、そういうところをはっきりさせたということだというふうに思っております。

以上です。

○鈴木委員 わかりましたけれども、私が質問した考え方は、室長はよくおわかりだけでも、教員が休んだような場合に、その教室に補教に行かなければなりませんよね。その場合に、他の教員が手があいている場合には、その教員から優先的に補教に行っていたかというのが普通だというふうに考えるわけなんです

けれども、ここに今回必要に応じて云々というのを入れたら、副校長もこれが本務になっているんだから、副校長から先に補教に行くようにというような論理が学校の中でつくられていかないかということに危惧しているわけです。その点はいかがですか。

○真如学校教育部参事兼指導室長 その辺のところの考え方は、これまで同様教員のほうが先に当然補教等に行くのが一般的であります。副校長は副校長としての職務がございます。ただ、今現在非常に教員が少なくなっておりまして、どうしても副校長がある学級をある一定期間担任しなければならないという状況もございますので、そういったところをはっきりと明示しまして、校長の命を受けて教育活動につくことができるというふうに、今回明らかにしたというようなことです。よろしいでしょうか。

ですから、そういうことになりますと、副校長が具体的に教諭の役割を担うような場面が出てきた場合については、児童・生徒の教育をつかさどるという場面が出てきたときには、副校長にそれ相当の教諭の免許状を有しているということが条件になってまいります。持っている方については、直接学級担任のかわりのようなことをある一定期間やっても構いませんけれども、今はそういった免許がなくても副校長になれる時代になっています、制度改革になりまして。そういった場合については、当然講師だとか、あるいは別の形で補充をしていくというような形になってまいります。

以上でございます。

○鈴木委員 私が心配するのは、今、副校長の時間外勤務の実態を調べてみると、3時間、4時間、平均やってくれているわけです。これは、文科省の調査の中にも数字としてあらわれている。そういう中でなおかつこういうふうに明示されると、ますます副校長の勤務が過重負担になってくるのではないかという心配をしているために言っているわけですがけれども。その辺は、この趣旨を今の指導室長の説明の見解をよく現場に指導していただいて、浸透していただいて、副校長にさらに過重負担が起きるようなことのないようにしていただきたいということがあります。

○真如学校教育部参事兼指導室長 この制度体系につきましては、校長会でしっかり校長のほうに認識してもらわなければいけない、それがまず大前提であります。いずれにしても、校長の命を受けてというところですので、校長のところでは

かりと判断をして、そしてどうしても副校長がそういった仕事につかなければならないときのみついてもらうと。ほかの仕事についてもそうですけれども、そういうことではっきりと説明していきたいというふうに思っております。

○並木委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第27号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

**◎日程第19 第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程
の一部を改正する規程**

○並木委員長 日程第19、第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律が、平成20年4月1日に施行されることに伴い、副校長が職名として位置づけられますことから、就学指導委員会委員の教頭を副校長に改めるため、規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第3条第2号中「特別支援学級設置校教頭」を「特別支援学級設置校副校長」に改めるものであります。

附則であります。この規程の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

**◎日程第20 第29号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を
改正する規則**

○並木委員長 日程第20、第29号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第29号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件も学校教育法の一部改正に基づきまして、新たに20年4月から学校に副校長を置くことが定められたことによりまして、規則の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第1条中「教頭」を「副校長」に改めるものであります。

附則であります。規則の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第29号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、
本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第29号議案 東大和市教育センター設置規則の
一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第21 第30号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改
正する規程

○並木委員長 日程第21、第30号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正
する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第30号議案 東大和市立学校事案決定
規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げ
ます。

本件も学校教育法の一部改正に伴うもので、教頭の名称が副校長に改められる
ことによりますものでありまして、関連いたします本規程の一部を改正するもの
であります。

内容についてご説明申し上げます。第2条、第3条第1号から第3号までの規
定、第4条第3項、第5条、第9条(見出しを含む)及び第10条から第12条まで
の規定中「教頭」を「副校長」に改め、別表中「教頭」を「副校長」に改めるも
のであります。

附則であります。この規程の施行日を平成20年4月1日とするものでありま
す。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第30号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第30号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第22 第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第22、第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件も学校教育法の一部改正に伴うものでありまして、教頭の名称が副校長に改められることによりまして、関連いたします本規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第8条第6号及び第20条中の「教頭」を「副校長」に改め、第5号様式及び第6号様式中「教頭」を「副校長」に改めるものであります。

附則であります。この規程の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第23 第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第23、第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市民サービス向上及び経費の削減を図るため、公民館職員の勤務日につきまして、現在の月曜日から金曜日を火曜日から土曜日に変更することに伴う改正であります。

内容について申し上げます。第5条第1項中「掲げる東大和市の休日」の次に、「(土曜日を除く。以下同じ。)」を加えるものであります。

附則であります。規則の施行日を平成20年4月6日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第24 第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第24、第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件も公民館職員の勤務日を現在の月曜日から金曜日を火曜日から土曜日へ変更することに伴いまして、16ミリ発声映写機の貸し出し及び返却について改めるものであります。

内容について申し上げます。第7条第2項中、これは貸し出しの申請に関する規定であります、「掲げる東大和市の休日」の次に「(土曜日を除く。以下同じ。)」を加えるものであります。

次に、第8条第2項中、これは貸し出し及び返却の日時についての規定であります、「日曜日及び火曜日から土曜日までの午前9時から午後9時30分までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。」と改めるものであります。

附則であります、規則の施行日を平成20年4月6日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正す

る規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第33号議案 東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第25 第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第25、第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公民館職員の勤務日の月曜日から金曜日を改めまして、火曜日から土曜日にするに伴いまして、公民館図書室及び図書の貸し出しについて改正するものであります。

内容について申し上げます。第2条の2、これは開室時間を定めたものでありますが、図書室の開室時間を「火曜日から土曜日までの9時から午後5時までとする。」に改めるものであります。

次に、第3条第1項中「登録申込書」を「貸出登録票」に、また「貸出券」を「図書貸出券」に改めるものであります。

次に、様式の改正であります。第1号様式を議案書のとおり改めますとともに、新たに第1号様式の2を加え、さらに第2号様式を議案書のとおり改めるものであります。

附則であります。規程の施行日を平成20年4月6日とするものであります。ただし、第3条第1項及び様式に関する改正につきましては、施行日を公布の日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第34号議案 東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第26 その他報告事項

○並木委員長 日程第26、その他報告事項を行います。

報告事項(1)、嘱託員(学習指導員、学校図書館指導員及びスクールカウンセラー)の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

○真如学校教育部参事兼指導室長 平成20年度の嘱託員の委嘱につきまして、あわせて3月28日現在の配置状況について、簡単にご説明申し上げます。

学習指導員につきまして、平成20年度小学校2校、中学校1校へ追加配置をいたします。学校図書館指導員につきましては、これまでの配置結果を前倒ししまして、小・中学校全校への配置を完了する予定でございます。

スクールカウンセラーにつきましては、市のスクールカウンセラーを配置しておりましたけれども、その中で第三中学校、第四中学校、それから第十小学校の嘱託員が退職いたしますので、欠員補充ということで、過日論文及び面接による選考試験を実施いたしました。

嘱託員の現在の配置状況ですけれども、配置済みというふうに書いてあるところが実際に配置しているところですので、ご覧になっておわかりのように、欠員という文字がたくさん並んでいるかと思えます。この欠員につきましては、選考をしたんですけれども、定員に満たないというような状況ですので、しかもその中から合格をしても教員採用試験のほうも受けているということで、両方合格すると当然教員採用のほうに優先されていくということで、配置先が決まった後お引き受けできませんというふうなご回答をいただいたりしたことから、今現在たくさんの欠員が出ているところであります。

今後また募集をしまして、速やかに欠員が出ないように配置を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

- 並木委員長 報告が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

- 並木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(2)、東大和市青少年問題協議会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

- 小俣社会教育課長 それでは、社会教育課のほうから東大和市青少年問題協議会委員の委嘱について、ご報告をさせていただきます。

東大和市青少年問題協議会は、会長は市長ですが、会長と委員14人で構成をされておりますが、ここで1名変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。

資料のほうをご覧いただきたいと思いますが、関係行政機関の区分の中で、市内の公立中学校から選出されておりました柏木正幹第二中学校校長が、平成20年3月31日をもって定年退職されますことから、後任としまして小林総一第三中学校長が着任することになりましたので、ご報告をいたします。

以上であります。

- 並木委員長 報告が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

- 並木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(3)、東大和市立公民館視聴覚機材貸出要綱の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

- 長島中央公民館長 資料、その他報告(3)をご覧いただきたいと思います。

東大和市立公民館視聴覚機材貸出要綱の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

一部改正の趣旨及び内容でございます。市民サービスの向上及び業務の改善を図るため、公民館職員の勤務日を現在の月曜日から金曜日を、火曜日から土曜日へ変更することとなりましたことに伴いまして、同要綱に規定いたします視聴覚機材の貸し出しにつきまして、貸し出しを受けることができる日に関する記述を

改正し、土曜日における貸し出し手続、及び貸し出し並びに返却を可能にするものであります。

一部改正の時期は平成20年4月6日からとするものでございます。

その下の表は、条文の改正の改正前、改正後の対照でございますので、参考にいただければと思います。

以上でございます。

○並木委員長 報告が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(4)、東大和市公共施設印刷機器利用要綱の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

○長島中央公民館長 引き続きまして、資料、その他報告(4)をご覧いただきたいと思ひます。

東大和市立公共施設印刷機器利用要綱の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正におきましては、公民館関連部分と合わせまして市民会館の部分もこの同要綱を改正しております。今回につきましては、公民館部分の改正内容についてのみご説明させていただきたいと思ひます。

改正の趣旨及び内容でございます。市民サービスの向上及び業務の改善を図るため、公民館職員の勤務日を月曜日から金曜日までを、火曜日から土曜日までへ変更することに伴いまして、同要綱別表に規定いたします公民館の印刷機及び複写機の利用日につきまして、下記のとおり変更するものでございます。

印刷機の利用日でございますが、月曜日から金曜日までという現行の規定を、火曜日から土曜日までへ、複写機の利用日につきましては、現在の月曜日から日曜日までの規定を、火曜日から日曜日までへ改正するものでございます。

改正の時期が、平成20年4月6日からでございます。

以上でございます。

○並木委員長 報告が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(5)、東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

○猿橋郷土博物館副館長 資料、その他報告(5)をご覧いただきたいと思います。

東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の改正につきましては、平成20年2月21日に組織改正に伴いまして、東大和市教育委員会事務局処務規則の改正がございました。そのことと、あともう一つ資料5の料金徴収の第6条とございますが、料金徴収の規定につきましては、東大和市会計事務規則の中で既に規定されているところでございます。その2点から、東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の改正をいたしました。

改正内容につきましては、資料(5)その他報告の中でありますけれども、第5条の「郷土博物館の副館長」の文言を「社会教育課長」に改めました。そして、料金徴収の第6条を削除いたしました。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

○並木委員長 報告が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○並木委員長 以上をもちまして、本日の予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 5時15分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 並木 周蔵

会議録署名委員 小泉 美佐子